

新潟地方裁判所委員会（第35回）議事概要

- 1 日時 平成30年1月18日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
足立哲，荒川義克，安中康裕，加藤裕，金子修，川崎泰，佐藤孝一，鈴木高志，西森政一，丹羽正夫，山崎威（欠席委員 佐藤大輔，三島亮）（五十音順，敬称略）

4 全体概要

- (1) 新委員の紹介
- (2) 意見交換

- ア 民事調停手続の利用促進のための取組の報告
- イ 庁舎内の安全確保について

5 意見交換の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

(1) 民事調停手続の利用促進のための取組の報告

意見交換に先立ち，事務局から，「法の日」週間行事における模擬調停及び関係機関との意見交換会の実施，並びに新潟日報への民事調停手続の特集記事の掲載についてそれぞれ説明した。

- ◎ ただいまの報告についての御感想や今後の取組についての御意見等をいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。
- 模擬調停については，裁判所の方ではどのような方法で広報されているのですか。
- ▼ インターネットでホームページに掲載する方法で告知していますし，市役所等の関係機関に対して案内文書とチラシを送付するなどの広報活動をしております。
- ◎ 関係機関との意見交換会を模擬調停の後に実施したのですが，関係機関の方にも模擬調停を見ていただいたことは，調停制度を理解していただく意味で効果的であったのではないかと考えています。
- 調停手続では，調停成立率が約50パーセントと伺っていますし，実際に模擬調停を見せてもらったことで，関係機関の担当者としては相談者に対して民事調停手続を勧めやすくなったのではないかと考えています。
- 警察に対する相談の内容についてですが，損害賠償を求める事案が多いと聞いていますので，警察に対しても広報活動を行うと効果があるのではないかと考えています。
- 調停制度については，知らない方が多いと思っているところです。実は，相談関係機関との相談会というものを新潟県調停協会連合会として実施しようかと考えているところですが，県や市の消費生活センターの相談員は，相談者に対して調停という選択肢を勧め，調停手続のメリットや特徴を説明するパンフレットを渡すなどして，制度の説明をすることは可能でしょうか。

- 相談員が一つの選択肢として勧めることは考えられます。制度の説明をすることも可能かもしれませんが、実情としては無料法律相談を優先的に案内しています。
- ▼ 裁判所では、関係機関に対して調停制度のリーフレットを送っていますが、調停手続の具体的な中身を知らない相談担当者が、相談者に対して調停手続を勧めることは難しいところもあるのではないかと考えています。
- ◎ 関係機関との横の連携について、感想をお持ちの方はいますか。
- 実は、横の連携というよりも縦の連携を聞いてみたいのですが、新潟県内では色々な相談窓口があると思いますが、例えば、新潟県では、総合窓口のような部署があり、そこで受けた相談内容に対応する相談窓口に繋げていくようなことはしていないのですか。
- 新潟県では、事務を所管している部署ごとで相談業務をやっていますので、それらを束ねるような部署はありません。
- 最初の受付の段階で、例えば市のコールセンターで電話を受けてから担当部署に繋げるといった、具体的には、行政の問題でなく裁判所の調停ではないかといったように、入り口で案内する部署が必要ではないかと思っています。
- それについては、基本的には専門家を案内するという発想を持っており、無料法律相談の話をした上で、専門の弁護士に判断してもらいたいと考えていますので、最初から調停という話を勧めることは難しいと考えています。
- 関係機関との意見交換会は非常に良い取組だと思いますが、御出席された方と同じ部署の方が、どれくらい調停制度を理解したかが気になるところです。御出席された方が、所属部署でミーティング等を行い、同じ部署の方であれば誰でも民事調停の話ができるといいのではないかと考えています。また、先ほどの報告では、「法の日」週間の模擬調停の参加人数が16名だったと伺い、もったいないという感想を持っています。例えば、100人くらいの学校の生徒さんに来てもらうなどして、10年後に広がるような息の長い取組を行う必要があるのではないのでしょうか。
- 民間の業界団体では新入社員等を含めた研修会のようなものがあります。経済社会で生きる人間としては、研修の一環として裁判所の取組を利用するなどして、民事調停をはじめとした各種裁判手続の制度を知ることが必要ではないかと思っています。
- ◎ 裁判員裁判については新しい制度として周知に力を入れている一方、調停制度は大正時代から存在しているものであるため、若い人達に対して意識して説明していなかった部分があります。裁判所や司法制度という少し広い枠組みの中で、調停制度について周知する機会を持つことが必要ではないかと考えています。
- 新入社員に対しては、裁判官と調停委員による調停手続の寸劇を演じるなどして調停の制度等を目で見てわかるような出前講義等を行ってもらえると、司法制度等を知る良い機会になるのではないかと考えています。
- 一般的には、民事調停よりも家事調停の知名度が高いと思いますので、先ほど御

意見があったように、裁判所が積極的に外に出向いて行って、目で見てわかるような工夫をすることで国民の民事調停に対する理解が深まるのではないかと思います。

- 大学生の状況を申し上げますと、裁判手続に対するイメージは訴訟だと思います。調停制度は知ってはいますが、家事調停のイメージが強く、民事調停は知らない、ADRもわからないといった状況です。大学生に対して現場感覚を持たせる意味では、調停手続の寸劇なりビデオで撮ったものを見せるという方法が考えられるところですが、また、大学には一般の方から相談が持ち込まれることもあります。大学ではワンストップとしての窓口がありませんので、その相談について、そもそもどこにいけば教えてもらえるかわからない、民事と刑事の区別もつかない、法律問題かどうかもわからないといった状況です。実は、新潟県警の業務の一環として、犯罪被害者の支援として関係機関を集めて協議会を開いておりますが、お互いに年間の活動報告をし、事例があったときの対処方法をお互い出し合って、横の調整を図る取組をしています。そういう機会があると、お互いにどこに行けば何をしているのかわかりますし、この種の相談はこの方法によっているという一覧表があると、一般の人にはよりわかりやすいのではないかと考えています。

- ◎ 貴重な御意見をいただきありがとうございました。本日の御意見を参考に今後も民事調停手続の利用促進を目的とした広報活動の充実を図っていきたいと思います。

(2) 庁舎内の安全確保について

意見交換に先立ち、事務局からテーマの設定の背景と警備態勢の実情について説明した。

ア 委員が所属されている施設では安全確保に関してどのような取組を行っているか。

- 庁舎内（執務室）は警備員に警備をしてもらい、契約外の内容であれば110番通報して対応しています。
- 情報セキュリティの観点から踏まえ、来庁者は受付でカードをもらわないと各部屋に入れないという運用を行っています。
- 巨大で単独の庁舎では、職員証等の必要な物を付けている人以外は金属ゲートを使うことになっています。庁の規模や合同庁舎であるかどうかといった庁の実情により警備状況が異なっています。
- 金属探知機による所持品検査をすると、危険物を持つてくる人は少なくなると思います。
- 大学は敷地が広かったりしますが、警備を厳しくすると利用者に対するイメージが悪くなることもあるのではないかと考えています。
- 民事事件におけるDV事件において、相手方に対して接近禁止命令を出したときに、あらかじめ危険が生じないように準備するため、情報を集めて履践するかどうか検討することがあります。人員の配置を工夫したり、緊急事態の場合は防犯ベル

で知らせるといふことをしています。

- 色々なことが起こる時代なので金属探知機で所持品検査をされることは、あまり抵抗がないと考えられますが、突然検査を行うと利用者が驚きますので、事前に検査を行うことをお知らせしておく必要があると思います。
- 私が所属する企業では、施設に来る人が受付に何時に誰が来るのか連絡しておき、受付で名前を照合して通過させるため、知らない人が建物内に入ってくる状況ではありません。
- 民間ですと、建物の設計段階からお客様が出入りできるスペースとプライベートスペースを分けていますが、裁判所はそのような設計思想がなかったのではないのでしょうか。将来的には民間と同じような思想が求められているのではないかと思います。
- ◎ 建物の設計の段階から安全体制を考えて設計するという事は考えられるのではないかと思います。

イ 裁判所の所持品検査において取り入れられる取組等について

- ◎ 裁判所の警備態勢について感想をお聞かせください。
- 先日韓国の裁判所に行きましたが、警備自体は厳重なのですが、庁舎内はものすごく明るい印象を受けました。庁舎内が明るければ悪いことはしないだろうという思いがありますが、日本の裁判所は暗いところがあるのではないかと思います。節電や省エネを意識している部分があると思いますが、照明等を明るくすることで厳重な警備が可能になるようであれば、利用者の理解が得られるのではないかと思います。また、韓国の裁判所では、女性の方が受付をしていたこともあり、厳重な警備体制の中でも柔らかい印象を受けましたので、非常にバランスが取れていたのではないかと思います。
- 警備の担当者が、例えば「お通りいただけますでしょうか。」と丁寧な対応を同じようにしていても、不満に思ふ方もいれば、仕方がないと思ふ方もいると思います。
- ◎ 利用者に対して事前に所持品検査を行うというアナウンスをしたり、当日「所持品検査を行っているのでご協力ください」という貼り紙をすることも必要ではないかと考えています。
- ◎ 本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。いただいた御意見を踏まえ、今後も庁舎内の安全確保に向けた取組をより一層進めていきたいと考えます。

6 次回期日

追って指定